

地域女性活躍推進交付金事業実施計画書(都道府県分)

都道府県名:奈良県

1. 事業名	なら女性活躍推進倶楽部事業			
2. 実施期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日			
3. 女性活躍推進法に基づく推進計画策定時期(策定予定時期)	平成28年3月 (策定済・策定予定) ※どちらかにマルをつけてください。	計画期間(予定)	H28	~ H32
4. 地域の実情と課題	<p>・奈良県の女性の主な課題として、女性の就業率(20~64歳)が62.8%と全国最下位であること、第1子出産を機に約6割の女性が離職するが子育て期の女性に就業希望者が多いこと、県内に働く場所が少なく、「職住近接、柔軟な働き方が可能、事務職」などの女性の希望に対して県内事業所とのマッチングが進まないこと、管理的職業従事者の女性割合が低いこと等、女性が活躍するフィールドが少なく、活躍する女性のロールモデルが不足しているという課題がある。</p> <p>・また、意識調査の結果、「夫は働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識への肯定者割合が、男女ともに全国より高いことや、女性の積極的な登用に関する肯定者割合が低いことなど、女性の活躍促進に向けて、男女のマインド面の課題の大きさが明らかになった。</p> <p>・一方、市町村においては小規模町村が多いことなどから男女共同参画計画策定が進まず、平成29年度当初、39市町村のうち13市町が男女共同参画計画を策定しているに留まっている。そのうち4市町は、昨年女性活躍推進法に基づく推進計画と一体策定している。</p>			
5. 事業の趣旨・目的	<p>・上記の課題をふまえ、県推進計画「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」では、奈良県の女性が、その能力を十分に発揮して活躍するために、「男女ともにライフステージの各段階で、多様な選択肢の中から、自らの道を選択できる社会の実現」を基本理念に掲げ、「女性が輝き活躍する奈良県」を目指すこととしている。</p> <p>・そのため、県内の女性活躍の気運を高めるとともに女性が個々の希望に応じて活躍できる環境を整備するため、官民をあげて取り組む地域における女性活躍の総合的な支援体制として、平成29年12月、「なら女性活躍推進倶楽部」を創設し、県内企業・事業所に会員登録いただき、男性も女性も働きがいを感じ、いきいきと働き続けることができる職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>・平成30年度は、会員同士で行う交流会や女性活躍推進に取り組むためのセミナー等を企画・実行し、女性人材の確保・定着をサポートする。</p>			
6. 事業目標・重要業績評価指標(KPI)(全体) (※女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などの数値目標を活用しつつ、客観的な数値等による事業目標・KPIを設定してください。⇒要件②「見える化」) (※複数の目標・KPIを設定する場合は、適宜、行を追加してください。)		目標・KPI	目標値(時点)	現状値(時点)
	①平成32年度まで(第4次男女共同参画基本計画期間中)の中長期目標	(※具体的な数値目標を記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)	女性の就業率(25~44歳)70% (H32) (アウトカム)	67.8% (H27)
	②平成32年度まで(第4次男女共同参画基本計画期間中)の重要業績評価指標(KPI)(※KPIは目標達成への事業進捗の測定指標)	(※具体的なKPIを記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)	/	- ()
	③事業目標(全体)	(※具体的な数値目標を記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)	なら女性活躍推進倶楽部会員数500 (H32) (アウトプット)	26 (H29)
	④事業KPI(全体)	(※具体的なKPIを記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)	/	- ()
	⑤市町村の取組状況に関する目標	(※具体的な数値目標を記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)	女性活躍推進法に基づく推進計画策定市町村数20 (H32) (アウトプット)	4 (H29)
⑥市町村の取組状況に関するKPI	(※具体的なKPIを記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)	/	- ()	
7. 事業内容	<p>・奈良県では、上記「4. 地域の実情と課題」のとおり、女性の就業率が全国最下位で、子育て期の女性の希望に対して県内事業所とのマッチングが進まないこと、管理的職業従事者の女性割合が低いこと等、女性が活躍するフィールドが少なく、活躍する女性のロールモデルが不足しているという課題と、固定的性別役割分担意識が男女ともに高いなどマインド面の課題がどちらも大きいことが明らかになった。</p> <p>・平成29年12月、企業・事業所等の気運醸成と具体的な取り組みに誘導するため、新たに「なら女性活躍推進倶楽部」(以下「倶楽部」という。)を創設した。</p> <p>・倶楽部の会員は県内の企業・事業所等とし、支援団体として国・県・市町村の行政、経済・労働団体、大学の連合組織等にも参加いただき、官民あげて幅広い支援を行う。</p> <p>・平成30年度の事業の具体的な内容としては、(A)なら女性活躍推進倶楽部の企画・運営、(B)働きやすく働きがいのある環境づくりを支援するセミナー、相談会、会員間の交流会等の実施 (C)女子大学生や再就職希望女性を対象に、企業等の管理職やロールモデルとの交流会の開催を予定している。</p> <p>・本事業は、本県実施の他事業と連携し効果的に実施する。 具体的には、企業等における女性活躍の推進を効果的に進めるため、産業・雇用振興部雇用政策課が実施する、企業等における男女どもの働き方の改善を推進する事業との連携をはかりながら実施する。 また、当課実施の女性の起業家を新規養成するセミナー事業や女性起業家の販売促進支援事業により、育成した女性起業家を、倶楽部会員に迎え、新たな女性ロールモデルとして倶楽部の情報発信等に参画いただく。</p>			

8. 事業の実施により期待される効果	企業・事業所等における女性活躍促進に向けたマインドの醸成と具体的な取組によるフィールド拡大により、活躍するロールモデルが増加するとともに、企業等においては女性の採用、就業継続、管理職登用等が進み、女性の就業率の向上が期待される。								
9. 事業効果の検証及び今後の課題の整理方法	セミナー等実施後に参加者へのアンケートや支援団体への聞き取りを実施。課題や必要とする支援等を分析する。								
10. 事業の実施体制 ⇒要件③「 官民連携・地域連携 」	女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況								
	連携体制の名称	なら女性活躍推進倶楽部 (なら女性活躍推進倶楽部企画委員会)		設置の有無	有	設置(公表)時期	H29.9	※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」を選択	○
	構成団体	会員：県内に所在し、倶楽部の趣旨に賛同する企業・事業所等 支援団体：一般社団法人奈良経済産業協会 奈良県商工会議所連合会 奈良県中小企業団体中央会 奈良県商工会連合会 奈良経済同友会 奈良県中小企業家同友会 公益社団法人日本青年会議所近畿地区奈良ブロック協議会 一般社団法人奈良県銀行協会 奈良県信用金庫協会 一般社団法人奈良県病院協会 奈良県社会福祉法人経営者協議会 一般社団法人奈良県建設業協会 一般社団法人奈良県空調衛生工業協会 一般社団法人奈良電業協会 奈良県生活協同組合連合会 日本労働組合総連合会奈良県連合会 奈良県大学連合会 奈良県社会保険労務士会 奈良労働局 奈良県市長会 奈良県町村会 企画委員会：経済労働関係(県内企業、社会福祉法人、労働団体)、人材育成関係(奈良県大学連合等)、行政(奈良労働局等)							
	各構成団体の主な連携内容	倶楽部は、支援団体、企画委員会及び会員をもって構成し、事務局は女性活躍推進課に置く。 会員は、県内に所在し、倶楽部の趣旨に賛同する企業・事業所等で、女性の活躍に資する取組を進める。 支援団体は、県内で女性活躍を進める主体である経済・労働団体、行政等で構成し、倶楽部での取組の企画等を行うとともに、会員に対し、女性活躍に関するマインド改革や、女性の就労継続・再就職支援等の具体的な取組の実行を働きかけ、支援する。 企画委員会は、倶楽部の運営や事業の企画に関し、検討・協議する。							
他の地方公共団体との連携	支援団体に、奈良県市長会、奈良県町村会が加入しており、女性活躍推進法第六条第2項に基づく市町村の区域内における女性の職業生活での活躍を推進するための推進計画を策定し、地域での女性活躍推進を図る。								
11. 女性活躍推進法に基づく国の「女性活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた公共調達における取組	① 実施済 ② 平成 年 月から実施予定 ③ 検討中 ④ 実施予定なし ※ いずれかにマルをつけてください。								
	①、②の場合、取組内容 ・本県独自制度として、平成19年より、育児・介護と仕事を両立し、男女共同参画を推進する等、良質の雇用環境を整備する企業を「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」((担当：産業・雇用振興部雇用政策課)として登録・表彰しており、当該制度の登録企業は、奈良県公契約条例に基づき、一定業務の総合評価落札方式や企画競争方式による調達において、また建設工事の入札参加資格の格付けにおいても加算評価している。 ・また、平成28年度より、女性技術者の配置を評価する取り組みを、建設工事の総合評価落札方式において試行している。 ・今後は、国の取組指針をふまえ、「えるぼし認定」等の加算評価について、上記の取組との整合をはかり検討を行う予定。								